

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成29年5月15日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張している。

住宅ローンの返済による負債の減少は、あくまでマイナスの減少であり、資産を形成している訳ではないから、法63条にいう「資力」に当たらない。本件保護期間中の請求人は、法63条の「資力があるにもかかわらず」といえる経済的状況にないから、返還を要しないとするか、要するとしても本件残高（81,278円）に限るべきである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年12月1日	諮問
平成30年1月29日	審議（第17回第4部会）
平成30年2月23日	審議（第18回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項は、保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保護は厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものと規定している。

これを受けて、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第3によれば、最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、原則として処分のうえ、最低限度の生活の維持のために活用させることとしている。

そして、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下

「局長通知」という。) 第3・2・(1)によれば、当該世帯の居住の用に供される家屋については、「保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りではない。」とされ、また、同・(2)・イによれば、「貸家は、保有を認めないこと。」とされている。

- (2) 法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに、保護を受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額を返還しなければならないと規定している。

そして、法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うしようとするものであるところ（東京高等裁判所平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト掲載判例）、同条の「急迫の場合等」には、調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合、保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って、不当に高額の決定をした場合等が含まれると解される（「改訂増補 生活保護法の解釈と運用（復刻版）」小山進次郎著649頁）。

- (3) 局長通知第8・2・(4)（当該金銭を受領するために必要な交通費等及び補償金等の請求に要する最小限度の費用など）で定めるものについては、収入認定の対象としないとされている。
- (4) 法63条の規定による費用返還について、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「費用返還等取扱通知」という。）2・(1)・ア・柱書によれば、「法第63条に基づく費用返還については、

原則、全額を返還対象とすること。」とされている。

そして、費用返還等取扱通知 2・(1)・ア・④・(エ)によれば、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民と均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」は返還額から控除して差し支えないとするが、「ただし、以下の使途は自立更生の範囲には含まれない。」として「保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額」を控除の対象から除外している。

さらに、「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問 13-5・答(2)は、「保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない」として、「盗難等の不可抗力による消失した額（事実が証明されるものに限る。）」などを定める。

2 本件処分について

- (1) 処分庁は、保護期間中において、請求人が通帳から〇〇支店の預金を自由に引き下ろすことが可能となった平成 29 年 2 月 9 日時点の本件残高（83,438 円）に相当する額を平成 28 年 5 月分の資力として、そこから後見人が通帳の再発行のため支払った手数料（2,160 円）を控除し、また、請求人による、平成 28 年 6 月から平成 29 年 2 月までの間に上記の通帳の預金から毎月支払われたローン返済金額（計 2,212,047 円）を保護期間中の各月の資力としてそれぞれ認定して得た計 2,293,325 円を請求人の資力として認定したところ、支給済保護費計 1,645,673 円を上回っていたことから、請求人の上記保護期間中の支給済保護費全額を法 63

条の規定に基づく返還金額として決定したことが認められる
(内訳は別紙を参照)。

- (2) ところで、本件においては、請求人の〇〇支店の預金口座から保護期間中に行われたローン返済について検討するに、費用返還等取扱通知 2・(1)・ア・④・(エ)によれば「保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額」は、「当該世帯の自立更生の範囲に含まれない」とされ、よって返還額から控除することができないものとされている。そして、請求人によるローン返済は保護開始の前から行われていたことが認められることから、請求人の保護期間中各月のローン返済は、費用返還等取扱通知にいう「保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額」に該当するということができる。したがって、保護期間中の各月のローン返済額については、自立更生の範囲には含まれないとした処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

また、処分庁は、本件残高(83,438円)に相当する額を平成28年5月分の請求人の資力として認定しているところ、請求人が、〇〇支店から通帳の再発行を受け、通帳から預金を自由に引き出すことができるまでの間、通帳を管理していた長男らがほしいままに引き出して費消した額は、問答集問13-5・答(2)にいう「盗難等の不可抗力による消失した額(事実が証明されるものに限る。)」に該当するものと解して、処分庁が、本件残高に相当する額のみを平成28年5月分の資力として認定したことに、違法性又は不当性を認めることはできない。

その他、〇〇支店の通帳再発行に伴う手数料(2,160円)は、請求人が本件残高を自由に引き落とすことができるようにするために支払われたものであり、「(自立更生のための)当該金銭を受領するために必要な交通費等及び補償金等の

請求に要する最小限度の費用」(局長通知第8・2・(4))に該当するものであると解されるから、同手数料を返還額から控除したことに違法・不当な点を認めることはできない。

(3) 以上のほか、本件処分には、違算も認められないことから、違法性又は不当性があるとは認められない。

3 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙(略)